

## 令和9年度（2027年度）熊本県立特別支援学校高等部等 入学者選抜の基本方針について

このことについて、別紙のとおり定めることとする。

（提案理由）

令和9年度（2027年度）の県立特別支援学校高等部等入学者選抜の基本方針については、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第1項第13号の規定により、教育委員会に付議する必要があるため。

参考：関係法令条項

熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則

（平成20年熊本県教育委員会規則第5号）

（委任）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（1）～（12）（略）

（13）県立学校入学者選抜の基本方針

（14）～（24）（略）

2（略）

令和9年度（2027年度）熊本県立特別支援学校高等部等入学者選抜の基本方針  
令和8年（2026年）6月9日  
熊本県教育委員会

令和9年度（2027年度）熊本県立特別支援学校高等部等入学者選抜は、各特別支援学校、学科等の特色に応じて、その教育を受けるに必要な能力、適性等を総合的に評価して実施するものとする。

ひのくに高等支援学校及び鏡わかあゆ高等支援学校専門学科

1 一般選抜について

(1) 出願資格

入学を志願することのできる者は、日常生活を営むのに一部援助が必要な程度の知的障がいのある者で、中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校中学部を令和9年（2027年）3月に卒業見込みの者（卒業した者）、中等教育学校の前期課程を令和9年（2027年）3月に修了見込みの者（修了した者）、又は学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当し、以下の条件をすべて満たしている者とする。

日常生活での行動が一人でできる者

公共交通機関等の利用が可能な者

保護者・本人ともに本県に住所を有する者

合格した場合は、必ず入学する者

出願先の特別支援学校の本年度の教育相談を受けている者

(2) 検査及び選抜の方法

ア 検査等の内容は、出願先の特別支援学校長が定めたものによる。

イ 必要に応じて受検者本人に対して面接を、保護者に対して面談を行うことができる。

ウ 選抜は、出願者の出身学校長から出された調査書、その他必要な書類及びアの検査並びにイの面接の結果を資料として行う。

(3) 検査の日程

出願先の特別支援学校長が定める。

(4) 主な日程

ア 出願期間 令和9年（2027年）1月 7日（木）～12日（火）

イ 出願変更 令和9年（2027年）1月13日（水）～15日（金）

ウ 検査等 令和9年（2027年）1月20日（水）、21日（木）  
の2日間

エ 合格者発表 令和9年（2027年）1月28日（木）

2 二次募集について

(1) 実施する学校、学科

合格者が募集定員に満たない学校、学科について、二次募集を実施するものとする。

(2) 日程等

二次募集を実施する特別支援学校長は、出願者に対して、検査、面接及び面談のいずれか又は全部を実施することができる。

- ア 出願期間 令和9年(2027年)1月29日(金)～2月1日(月)
- イ 検査等 令和9年(2027年)2月 2日(火)
- ウ 合格者発表 令和9年(2027年)2月 5日(金)

以外の特別支援学校高等部等

## 1 一般選抜について

### (1) 出願資格

入学を志願することができる者は、原則として、学校教育法施行令第22条の3に示す障がいのある者で、中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校中学部を令和9年(2027年)3月に卒業見込みの者(卒業した者)、中等教育学校の前期課程を令和9年(2027年)3月に修了見込みの者(修了した者)、又は学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当し、以下の条件をすべて満たしている者とする。

保護者・本人ともに本県に住所を有する者

出願先の特別支援学校の本年度の教育相談を受けている者

なお、重複障がい学級にあっては、出願先の特別支援学校が対象とする障がいのある者で、その障がいを含め2つ以上の障がいのある者とする。

また、訪問教育にあっては、原則として、特別支援学校中学部の訪問教育を卒業見込みの者又は卒業した者で、出願先の特別支援学校から訪問可能な距離の者とする。

### (2) 検査及び選抜(選考)の方法

ア 検査等の内容は、出願先の特別支援学校長が定めたものによる。

イ 必要に応じて受検者本人(保護者同伴も可)に対して、面接又は面談を行うことができる。

ウ 学校が重視する観点に応じ、県教育委員会と協議のうえ、学力検査を実施しない入学者の選抜を行うことができる。

エ 選抜は、出願者の出身学校長から出された調査書、その他必要な書類及びアの検査並びにイの面接の結果を資料として行う。

オ 訪問教育にあっては、出願者の出身学校の校長から出された入学願と調査書、その他必要な書類を資料として選考する。

### (3) 検査の日程

出願先の特別支援学校長が定める。

### (4) 主な日程

ア 出願期間 令和9年(2027年)2月12日(金)～17日(水)

イ 出願変更 令和9年(2027年)2月18日(木)～22日(月)

ウ 検査等 令和9年(2027年)3月 4日(木)、 5日(金)  
の2日間又はいずれか1日

ただし、訪問教育にあっては、書類による選考とし検査日は設けない。

エ 合格者発表 令和9年(2027年)3月12日(金)

## 2 二次募集について

### (1) 実施する学校、学科等

合格者が募集定員に満たない学校、学科等について、二次募集を実施するものとする。

### (2) 日程等

二次募集を実施する特別支援学校長は、出願者に対して、検査及び面接（若しくは面談）のいずれか又は両方を実施することができる。

ア 出願期間 令和9年（2027年）3月15日（月）～17日（水）

イ 検査等 令和9年（2027年）3月18日（木）

ウ 合格者発表 令和9年（2027年）3月19日（金）

## 3 二次募集の追加について

二次募集の実施後もなお合格者が募集定員に満たない学校、学科等について、二次募集の追加を実施する場合もある。